

議案第56号

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月7日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部を改正する条例

(上越市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 上越市国民健康保険税条例(昭和46年上越市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第20項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(上越市介護保険条例の一部改正)

第2条 上越市介護保険条例(平成12年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第17条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。